

自宅の名義変更 相続登記

65,000円 (税別)

※その他、別宅、別荘などがある場合には、物件ひとつにつき+35,000円 (税別)

名義変更手続きの流れ

1 戸籍等の取得

- 亡くなられた方の出生から死亡までがわかる戸籍等
- 相続人の戸籍等

2 評価証明書の取得

- 対象物件のもの。市区町村などで取得

3 遺産分割協議書作成

- 遺産分割協議書の作成・捺印

4 戸籍等の取得

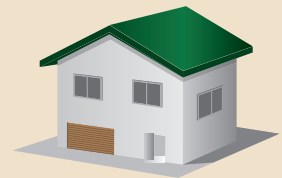
- 登記申請書・相続関係説明図の作成

5 登記申請

- 法務局への提出、権利証の受け取り

65,000円に含まれるもの

- 遺産分割協議書、登記申請書、必要書類作成費 **3 4**
- 登記申請代理 **5**
- 戸籍等の取得 **1**
- 評価証明書の取得 **2**



65,000円に含まれないもの

- 登録免許税
- ※名義変更をする際にかかる税金 不動産評価額 × 4/1000
- 戸籍等の取得費用 (5,000円～10,000円程度)
- その他評価証明書取得費、郵送料等実費